

政策会議付議事案書 (令和2年3月17日)

提案課名 国保年金課

報告者名 陶山 茂

<p>事案名</p>	<p>秦野市国民健康保険条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国は、令和2年3月10日付けで、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を発表しました。この中で、新型コロナウイルス感染症に感染又はその疑いのある被用者にとって、休みやすい環境を整備するため、市町村が傷病手当金を支給する場合に、支給額全額について特例的な措置（補助率10/10）を行うことが示されました。</p> <p>国民健康保険法第58条第2項の規定では、市町村は条例で定めるところにより傷病手当金の支給を行うことができるとされていますが、本市条例には規定がないため、傷病手当金の支給ができるよう、条例を改正するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>【国・県の動き】</p> <p>令和2年3月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部（内閣）が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を発表</p> <p style="padding-left: 100px;">厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」事務連絡</p> <p> " 11日 県から「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について」事務連絡</p> <p>【新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の対象となる範囲】</p> <p>(1) 対象者 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる被用者（給与の支払を受けている者に限る。）</p> <p>(2) 支給要件 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間</p> <p>(3) 支給額 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 3分の2に相当する額を1日につき支給</p> <p>(4) 適用 令和2年1月1日から9月30日の間に取得した休暇（ただし、入院が継続する場合等は、健康保険と同様、最長1年6月まで支給）</p> <p>※ 財政支援や事務処理等の詳細については、今後、国から示される予定です。</p> <p>本市で支給する傷病手当金の要件等はその範囲において行います。</p>	

<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市国民健康保険条例を改正し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の対象となる範囲において、傷病手当金を支給できることとすること。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和2年3月23日 追加議案発送 " 26日 令和2年3月第1回定例会に条例改正議案を提出 市ホームページ等により制度周知</p>

資料 1



事務連絡

令和2年3月11日

各市町村国民健康保険主管課 御中
各市町村後期高齢者医療主管課 御中
各国民健康保険組合 御中
神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

神奈川県健康医療局保健医療部医療保険課

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

日頃から、国民健康保険事業の円滑な運営にご尽力いただきありがとうございます。

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたところで

す。

それを受け、令和2年3月9日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」において、傷病手当金の支給についての詳細が示されたところです。

これらを踏まえ、保険者においては、条例規約等を改正し、傷病手当金の支給に向けた条件整備を図っていただきますようお願いいたします。

また、国民健康保険組合において、既に傷病手当金に関する規約がある場合は、国事務連絡の基準に準拠のうえ、規約基準を別に定めていただきますようお願いいたします。

つきましては、別添エクセルファイル「傷病手当金に係る条例改正予定について(照会)」の回答を3/16(月)までに送付いただきますようお願いいたします。

なお、条例改正等にあたり、以下の留意事項を踏まえ、ご対応をお願いいたします。

1 傷病手当金の支給については、遡及適用されるので、被保険者には最終的には不利益が生じませんが、傷病手当金の性格を踏まえ、事実発生から支給まで長期間置くことは好ましくないと思われることから、できるだけ速やかに実施することが望まれます。

2 予算措置については、出産育児一時金と同列となるため市町村では「項」設定が基本となり、予算科目設定上、議会承認が必要となります。

しかし、一時的なことから「項」設定には必ずしもとられず、「目」での対応でも可能です。

また、予算額については、特に国から基準が示されていないため、各保険者の判断で設定していただくようお願いいたします。(1,000円設定も可能)。給与所得者(青色申告での給与所得者も含む)の所得を踏まえ検討していただくようお願いいたします。

なお、各市町村後期高齢者医療主管課におかれては、後期高齢者医療広域連合の条例改正が3月中に行われる予定であること申し添えます。

問合せ先

【国民健康保険に関すること】

国保指導グループ 神田 坂田

電話 (045) 210-4881

【後期高齢者医療に関すること】

高齢者医療対策グループ 工藤

電話 (045) 210-4881



事務連絡
令和2年3月10日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する
傷病手当金の支給等について

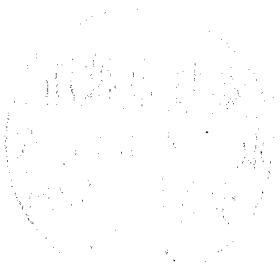
医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたところです。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。以下同じ。）に対する傷病手当金の支給について、管内における感染状況等を踏まえ、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険組合において御検討いただくようお願いしたいと考えております。

つきましては、下記のとおりとりまとめましたので、都道府県におかれては、管内市町村及び国民健康保険組合への周知をお願い申し上げます。

記

- 1 傷病手当金の支給については、市町村、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険組合は、条例又は規約の定めるところにより行うことができることとされているが（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第86条第2項）、国内の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して別添のとおり傷病手当金を支給することについて検討いただきたいこと。

- 
- 2 上記の傷病手当金の支給に要した費用については、市町村、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険組合への全額の財政支援を行う予定であること。
この場合、支給額は給与収入の3分の2に相当する額とし、適用は本年9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間とするものであること。
 - 3 上記の傷病手当金に対する財政支援の詳細や条例の改正例、事務処理等については、追ってお示しする予定であること。

1. 制度概要

- 国保制度等においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしている（いわゆる「任意給付」）。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、**国が特例的に特別調整交付金により財政支援**を行うこととする。

●対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

●支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

●支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

●適用

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A（イメージ）

Q1 国保における傷病手当金の位置付け趣旨如何。

A 国保制度は、自営業や無職など、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金等については、保険者が保険財政上余裕がある場合などに、自主的に条例等を制定して行うことができることとしている。

他方、今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内で感染が拡大しつつあり、その更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者本人が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）に休みやすい環境を整備することが重要である。

今般、国内の感染拡大防止の観点から、国が緊急的・特例的な措置として財政支援を行うとともに保険者に傷病手当金の支給を促すこととしたものである。

Q2 「発熱等の症状があり感染が疑われる者」かどうかは、どのように判断すればよいか。

A 帰国者・接触者相談センターに相談の上、帰国者・接触者外来を受診した場合は、当該帰国者・接触者外来を設置する医療機関において、被保険者が提出することとなる申請書（療養担当者記入用）に必要事項を記載いただくことを想定している。

また、帰国者・接触者相談センターに相談したものの、医療機関を受診できなかった場合は、事業主において、申請書（被保険者記入用）の記載内容（休養期間等）を確認していただき、事業主で把握している情報と照らして相違がなければ、当該申請書の中でその旨を証明していただくことを想定している。

※ 申請書は、傷病手当金支給申請書に①申請書（被保険者記入用）、②申請書（事業主記入用）、③申請書（療養担当者記入用）を添付することを想定。（P）

Q3 直近の継続した3月間の給与収入の把握方法如何。

A 事業主において、申請書（事業主記入用）の中で給与の支払額を記載していただくことを想定している。

Q4 今後適用期間の延長はあり得るのか。

A 今般の国保における傷病手当金の支給については、

- ・ 本年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことや、
- ・ 市町村議会のスケジュール

等を踏まえて適用期間を設定しているが、国内の感染状況等を注視していく。

Q5 申請から給付までの流れ如何。また、申請書のひな形はあるのか。

A 別紙参照（作成中）

秦野市国民健康保険条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年3月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者及び発熱等の症状があり感染が疑われる者に対して傷病手当金を支給するため、改正するものであります。

秦野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険条例（昭和34年秦野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第7条第2項」を「次条第2項及び第7条の2第4項」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（傷病手当金）

第7条の2 被保険者（給与の支払を受けている者に限る。）が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状がありその感染が疑われる場合に限る。）は、その被保険者に対し、傷病手当金として1日につきその支給を始める月以前の直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除して得た金額（その額に5円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときは、その端数を10円に切り上げた額）の3分の2に相当する金額（その額に50銭未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、その端数を1円に切り上げた額）を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、1年6月を限度としてその労務に服することができない期間とする。

3 前項の支給期間に給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、その受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与収入の額が、第1項の規定により支給されるべき額を下回るときは、その差額を支給する。

4 第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の傷病につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によりこれに相当する給付を受けられる場合には、行わない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市国民健康

保険条例第6条第2項及び第7条の2の規定は、同条の規定により傷病手当金の支給を開始することとなる日が令和2年1月1日から同年9月30日以降の規則で定める日までにある者について適用する。

議案第 号 秦野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。<u>次条第2項及び第7条の2第4項</u>において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によりこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p><u>(傷病手当金)</u></p> <p>第7条の2 被保険者（給与の支払を受けている者に限る。）が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状がありその感染が疑われる場合に限る。</u>）は、その被保険者に対し、傷病手当金として1日につきその支給を始める月以前の直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除して得た金額（その額に5円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときは、その端数を10円に切り上げた額）の3分の2に相当する金額（その額に50銭未満の</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。<u>第7条第2項</u>において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によりこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>

端数が生じたときは、その端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、その端数を1円に切り上げた額)を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、1年6月を限度としてその労務に服することができない期間とする。

3 前項の支給期間に給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、その受けすることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与収入の額が、第1項の規定により支給されるべき額を下回るときは、その差額を支給する。

4 第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の傷病につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によりこれに相当する給付を受けすることができる場合には、行わない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市国民健康保険条例第6条第2項及び第7条の2の規定は、同条の規定により傷病手当金の支給を開始することとなる日が令和2年1月1日から同年9月30日以降の規則で定める日までにあ

る者について適用する。